

報告事項 キ

令和2年度鳥取県教科用図書選定審議会の第1次、第2次答申について

令和2年度鳥取県教科用図書選定審議会の第1次、第2次答申について、別紙のとおり報告します。

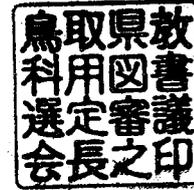
令和2年7月15日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

令和2年4月28日

鳥取県教育委員会
教育長 山本 仁志 様

鳥取県教科用図書選定審議会
会長 谷中 久和



令和3年度に使用する中学校教科用図書並びに特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択に関する事項について（第1次答申）

令和2年4月28日付けで諮問のあった令和3年度に使用する中学校教科用図書並びに特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択に関する下記の事項について、別添のとおり答申します。

記

- 1 令和3年度に使用する中学校教科用図書の採択基準について
- 3 令和3年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択基準について
- 5 市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長が採択する場合に県教育委員会が行うべき役割について
- 6 県が設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

令和3年度に使用する中学校教科用図書の採択基準

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令並びに同法施行規則の示すところに基づき、令和3年度に中学校（特別支援学校の中学部を含む。）において使用する教科用図書について、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関し、基準を定める。

- 1 中学校(特別支援学校の中学部を含む。)で使用する教科用図書の採択は、学校教育法附則第9条の規定による一般図書(特別支援学校・学級用)を除き、「中学校用教科書目録(令和3年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択する。
- 2 採択地区内の市町村教育委員会は、協議して同一の教科用図書を採択するため、地区採択協議会を設けるとともに、採択に関する協議は、県教科用図書選定審議会と対等の立場でこれを行うものとする。
- 3 採択は、県教育委員会の提供する「選定に必要な資料」に基づき、地域や児童生徒の実態等を考慮し、十分な調査研究のもとに市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長が行う。

令和３年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択基準

- 1 特別支援学校の小学部及び中学部において令和３年度に使用する教科用図書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第１３条第６項の規定により、学校教育法附則第９条に規定する教科用図書を除き、「小学校用教科書目録（令和３年度使用）」、「中学校用教科書目録（令和３年度使用）」、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和３年度使用）」に登載された教科書のうちから採択する。
- 2 小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級において令和３年度に使用する教科用図書は、学校教育法附則第９条に規定する教科用図書を除き、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第１４条に定めるところにより、小学校及び義務教育学校（前期課程）においては令和元年度、中学校及び義務教育学校（後期課程）においては令和２年度に採択された同一の教科用図書とすること。
- 3 特別支援学校及び特別支援学級において使用する学校教育法附則第９条の規定による教科用図書の採択については、県教育委員会の提供する「選定に必要な資料」に基づき、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮すること。

市町村教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長が採択する場合に県教育委員会が行うべき役割

県教育委員会は、市町村教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く)の校長に対し、次のことに留意し採択を実施するよう指導、助言又は援助するものとする。

1 専門的な調査研究の充実について

- (1) 選定資料が、学習指導要領に示された「目標」及び「内容」に即して各教科書の特徴等がわかるものとなるようにすること。
- (2) 学校教育に経験豊かな者のうちから、適切な数の調査員を選任し配置すること。

2 適正かつ公正な教科書採択の推進について

- (1) 採択権者は公正確保の徹底を図るとともに、自らの権限と責任において適正な採択を行うこと。
- (2) 地区採択協議会で協議して採択する場合は、関係市町村教育委員会の意向が十分反映されるよう工夫すること。
- (3) すべての検定済教科書を対象とした調査研究を行うとともに、調査員の権限と責任の範囲を明らかにすること。

3 開かれた教科書採択の推進について

- (1) 採択結果及び採択理由、選定資料、会議録、協議会委員及び調査員の氏名等を採択事務の支障のない範囲で公表すること。
- (2) 教科書展示会の来場者の意見を教科書採択事務の改善等に活用すること。

県が設置する義務教育諸学校（県立特別支援学校）において使用する教科用図書の採択について

採択方針

各県立特別支援学校においては、「教科書選定委員会」を設置し、各学校における児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて最も適当と思われる教科用図書を選定し、県教育委員会に採択申請を行う。県教育委員会は各学校長からの採択申請に基づいて審査を行い、採択する。

< 根拠法令 >

採択の規定(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条)

県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見を聞いて、種目ごとに一種の教科用図書について行うものとする。

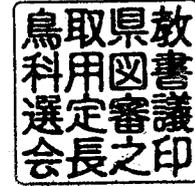
県立特別支援学校において使用する教科用図書は、「小学校用教科書目録（令和3年度使用）」、「中学校用教科書目録（令和3年度使用）」、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和3年度使用）」に記載された教科用図書のうちから採択しなければならない。

県立特別支援学校、特別支援学級においては、学校教育法附則第9条の規定により、目録に記載されている教科用図書以外のものを使用することができる。

令和2年6月18日

鳥取県教育委員会
教育長 山本 仁志 様

鳥取県教科用図書選定審議会
会長 谷中 久和



令和3年度に使用する中学校教科用図書並びに特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択に関する事項について（第2次答申）

令和2年4月28日付けで諮問のあった令和3年度に使用する中学校教科用図書並びに特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択に関する下記の事項について、別添のとおり答申します。

記

- 2 令和3年度に使用する中学校教科用図書の選定に必要な資料について
- 4 令和3年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について